SUNTORY

SUNTORY BEVERAGE & FOOD

第6回 定時株主総会招集ご通知

開催日時 2015年 3 月27日（金曜日）
午前 10 時（受付開始：午前 9 時）

開催場所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル新高輪
国際館パミール
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役8名選任の件
第3号議案	定款一部変更の件
第4号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第5号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第7号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第8号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

サントリー食品インターナショナル株式会社

証券コード　2587

コーポレートメッセージ

水と生きる SUNTORY

サントリーグループのコーポレートメッセージ
「水と生きるＳＵＮＴＯＲＹ」。
これは、私たちの思いや活動を広く社会と共
有するための言葉です。お客様に水と自然の
恵みをお届けする企業として、地球にとって
貴重な水を守り、水を育む環境を守りたい。
水があらゆる生き物の渇きを癒すように、
社会に潤いを与える企業でありたい。そして
水のように柔軟に常に新しいテーマに挑戦
していこう。そんな思いを日々新たにする言葉。
それが、「水と生きるＳＵＮＴＯＲＹ」です。

株主の皆様へ

To be the leading global soft drink company

～世界をリードする清涼飲料会社を目指して～

お客様のニーズや嗜好の多様化、健康志向の高まり、新興市場の急速な拡大等により、清涼飲料業界は、いま大きな転換期を迎えています。

こうした事業環境を、私たちは自らの強みを発揮し、グローバル企業として更に進化する絶好の機会と捉え、積極的に事業を展開していきたいと考えています。

私たちが世界のお客様に提供したい価値、それは“A quest for the best tastes & quality to bring happiness & wellness into everyday life.”です。

主要エリアの日本、欧州、アジア、オセアニア、米州で、コアブランドを着実に成長させるとともに、各エリアのお客様のニーズや嗜好に合った新たな価値を創造するような商品をお届けすることで、世界のお客様の豊かな生活文化への貢献を果たしていきたいと考えます。

これからも世界をリードする清涼飲料会社を目指して、未来への大きな夢に挑み続けてまいります。株主の皆様のご支援とご指導を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長
鳥 井 信 宏

証券コード　2587
2015年3月5日

株　主　各　位

東京都中央区京橋三丁目1番1号
サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役社長　鳥　井　信　宏

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、**2015年3月26日（木曜日）午後5時30分まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

郵送による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

インターネット等による議決権の行使

51ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点」をご確認のうえ、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

敬　具

インターネットによる開示について

下記の事項につきまして、法令及び当社定款第16条に基づきインターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

❶ 連結計算書類の連結注記表
❷ 計算書類の個別注記表
アドレス　http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html

なお、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表及び個別注記表となります。

記

1	日　　時	2015年3月27日（金曜日）午前10時
2	場　　所	東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル新高輪「国際館パミール」 （末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）
3	目的事項	
	報告事項	1. 第6期（2014年1月1日から2014年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第6期（2014年1月1日から2014年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第1号議案　剰余金の処分の件 第2号議案　取締役8名選任の件 第3号議案　定款一部変更の件 第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 第5号議案　監査等委員である取締役3名選任の件 第6号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 第7号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件 第8号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
4	議決権行使について	議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネット等により複数回、又はパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主ではない代理人あるいは同伴の方等、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。また、当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ（http://www.suntory.co.jp/softdrink/ir/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社の配当方針に基づき、業績の状況及び経営環境等を勘案し、次のとおり、当社普通株式1株につき31円といたしたく存じます。

これにより、当期の年間配当金は、先に実施しました中間配当金29円を含め、1株につき60円となります。

1	配当財産の種類 金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金31円 総額9,579,000,000円
3	剰余金の配当が効力を生じる日 2015年3月30日

ご参考

のれん償却前当期純利益に対する連結配当性向

30%

当社の配当方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主共通の利益に資すると考えております。加えて、株主の皆様への適切な利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めてまいります。

具体的には、のれん償却前当期純利益(注)に対する連結配当性向30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討いたします。

（注）当期純利益にのれん償却額を加えた数値です。

第2号議案　取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定が行えるよう取締役1名を減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位等
1	鳥　井　信　宏	再任	代表取締役社長 経営全般
2	垣　見　吉　彦	再任	取締役副社長 R&D・生産担当、商品開発推進本部長
3	小　郷　三　朗	再任	取締役副社長 食品事業本部長
4	栗　原　信　裕	再任	専務取締役 管理本部長
5	土　田　雅　人	再任	取締役 サントリーフーズ株式会社代表取締役社長
6	鎌　田　泰　彦	再任	取締役 サントリービバレッジサービス株式会社代表取締役社長
7	肥　塚　眞一郎	再任	専務取締役 経営企画本部、財経本部、コーポレートコミュニケーション部担当
8	井　上　ゆかり	社外取締役　新任	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長

候補者番号

1

再　任

鳥（とり）　井（い）　信（のぶ）　宏（ひろ）

1966年3月10日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1991年７月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
1997年４月　サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2005年９月　同社営業統括本部部長
2007年３月　同社取締役
2008年４月　同社戦略開発本部長
2009年４月　サントリーホールディングス株式会社執行役員
2009年４月　同社戦略開発本部長
2010年４月　同社常務執行役員
2010年４月　同社国際戦略本部長
2011年１月　当社代表取締役社長（現任）
2011年１月　当社国際事業部長
2011年１月　サントリーホールディングス株式会社専務取締役
2013年１月　当社戦略開発部長
2013年１月　サントリーホールディングス株式会社取締役（現任）
2013年４月　当社国際事業部長

＜重要な兼職＞
サントリーホールディングス株式会社取締役
Orangina Schweppes Holding B.V. Director
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
Cerebos Pacific Limited Director
FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director
Pepsi Bottling Ventures LLC Director

■ 所有する当社株式の数
9,000株

■ 担当
経営全般

候補者番号

2

再　任

垣見吉彦（かきみよしひこ）

1952年3月22日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年４月	サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2002年３月	同社ビール生産部長
2003年３月	同社取締役
2003年３月	同社生産副本部長、ビール生産部長
2007年３月	同社常務取締役
2007年３月	同社食品生産部門担当、食品生産開発本部長、飲料生産部長
2009年１月	当社取締役
2009年４月	当社専務取締役
2009年４月	当社生産開発本部長
2009年４月	サントリープロダクツ株式会社代表取締役社長（現任）
2009年４月	サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
2012年５月	当社R&D・生産担当、技術開発戦略部長
2012年12月	当社取締役副社長（現任）
2014年４月	当社R&D・生産担当、商品開発推進本部長（現任）

＜重要な兼職＞

サントリープロダクツ株式会社代表取締役社長

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director

■ 所有する当社株式の数

2,000株

■ 担当

R&D・生産、商品開発推進本部長

候補者番号

再　任

小郷三朗（こ ごう さぶ ろう）

1954年8月27日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1977年４月	サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2004年９月	同社SCM本部長、SCM推進部長
2006年３月	同社取締役
2008年３月	同社近畿営業本部長
2009年４月	サントリーホールディングス株式会社執行役員
2009年４月	サントリービア＆スピリッツ株式会社（現サントリー酒類株式会社）常務取締役
2009年４月	同社近畿営業本部長
2009年９月	同社首都圏営業本部長
2011年１月	当社専務取締役
2011年１月	当社食品事業部長
2011年１月	サントリーホールディングス株式会社常務執行役員
2012年５月	当社食品事業本部長（現任）
2012年12月	当社取締役副社長（現任）

＜重要な兼職＞

サントリーフーズ株式会社取締役

サントリープロダクツ株式会社取締役

■ 所有する当社株式の数

1,400株

■ 担当

食品事業本部長

候補者番号

再　任

くり　はら　のぶ　ひろ
栗　原　信　裕
1955年1月23日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年４月	サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2002年３月	同社人事部部長
2005年３月	同社取締役
2005年３月	同社人事部長、キャリア開発部担当
2009年３月	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長
2009年４月	当社取締役
2009年４月	サントリーホールディングス株式会社執行役員
2011年１月	同社常務執行役員
2012年12月	当社専務取締役（現任）
2013年１月	当社管理本部長、財経本部担当
2014年４月	当社管理本部長（現任）

■ 所有する当社株式の数
1,400株

■ 担当
管理本部長

候補者番号

再　任

つち　だ　まさ　と
土　田　雅　人
1962年10月21日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年４月	サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2009年４月	サントリービア＆スピリッツ株式会社 （現サントリー酒類株式会社）東京第二支社長
2010年９月	同社広域営業本部副本部長
2011年９月	サントリー酒類株式会社 （現サントリースピリッツ株式会社）執行役員
2011年９月	同社スピリッツ事業部長
2012年12月	当社取締役（現任）
2013年１月	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長（現任）

＜重要な兼職＞
サントリーフーズ株式会社代表取締役社長

■ 所有する当社株式の数
1,400株

候補者番号

6

再　任

かま　だ　やす　ひこ
鎌　田　泰　彦
1958年2月4日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年４月	サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2008年４月	同社酒類中国事業部長 兼　サントリー（中国）ホールディングス有限公司 常務副総経理
2009年４月	サントリーホールディングス株式会社執行役員
2009年４月	サントリー酒類株式会社 （現サントリースピリッツ株式会社）常務取締役
2009年４月	同社中国事業部長 兼　サントリー（中国）ホールディングス有限公司 総経理
2010年４月	サントリー酒類株式会社 （現サントリースピリッツ株式会社）中国事業部担当 兼　サントリー（中国）ホールディングス有限公司 総経理
2011年１月	サントリービア＆スピリッツ株式会社 （現サントリー酒類株式会社）常務取締役
2011年１月	同社九州支社長
2013年３月	当社取締役（現任）
2013年４月	サントリービバレッジサービス株式会社 代表取締役社長（現任）
2014年３月	サントリーフーズ株式会社取締役副社長（現任）

＜重要な兼職＞

サントリービバレッジサービス株式会社代表取締役社長
サントリーフーズ株式会社取締役副社長

■ 所有する当社株式の数

1,400株

候補者番号

7

再　任

肥（ひ）　塚（づか）　眞一郎（しんいちろう）

1955年11月19日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1978年４月　サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2008年４月　同社営業推進第一部長
2009年４月　サントリービア＆スピリッツ株式会社（現サントリー酒類株式会社）執行役員
2009年４月　同社営業推進第一部長
2011年１月　サントリーホールディングス株式会社執行役員
2011年１月　同社経営企画本部長、経営企画部長
2012年３月　当社常務取締役
2012年３月　当社経営企画部長、管理本部長
2012年12月　当社専務取締役（現任）
2013年１月　当社経営企画本部長、経営企画部長
2014年４月　当社経営企画本部、財経本部、コーポレートコミュニケーション部担当（現任）

＜重要な兼職＞

Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director

■ 所有する当社株式の数

3,000株

■ 担当

経営企画本部、財経本部、コーポレートコミュニケーション部

候補者番号

新　任

井上（いのうえ）ゆかり

1962年4月4日生 社外取締役

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1985年４月　プロクター・アンド・ギャンブル・ファー・イースト・インク入社
1995年10月　P&G North Americaマーケティングディレクター
1998年10月　P&G Northeast Asia
　　　　　　フェミニンケア マーケティングディレクター
2000年３月　同社フェミニンケア ジェネラルマネジャー
2003年３月　ジャーディンワインズアンドスピリッツ株式会社（現MHD・モエ・ヘネシー・ディアジオ株式会社）常務取締役
2005年11月　キャドバリー・ジャパン株式会社（現モンデリーズ・ジャパン株式会社）代表取締役社長
2010年６月　アクサ生命保険株式会社社外取締役
2013年７月　日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長（現任）
2014年６月　株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役（現任）

＜重要な兼職＞
日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長
株式会社ジェーシー・コムサ社外取締役

■ 所有する当社株式の数
3,000株

（注）1. 当社は、鎌田泰彦氏が代表取締役社長を務めるサントリービバレッジサービス株式会社との間で、資金取引（貸付、余剰資金の預り）を行っております。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 鳥井信宏氏、垣見吉彦氏、小郷三朗氏、栗原信裕氏、土田雅人氏、鎌田泰彦氏、肥塚眞一郎氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
4. 井上ゆかり氏は、社外取締役候補者であります。
5. 井上ゆかり氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は、井上ゆかり氏が取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく社外取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
7. 当社は、井上ゆかり氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出る予定であります。なお、当社グループと井上ゆかり氏が代表職務執行者社長を務める日本ケロッグ合同会社の親会社である米国Kellogg Companyとの間で飲料関連の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1%に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。また、当社グループと同氏が社外取締役を務める株式会社ジェーシー・コムサとの間には取引はございません。

第3号議案　定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成26年6月27日公布の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となります。

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、定款の一部を変更するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されます。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

また、本議案は、改正会社法の施行を条件として、効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第3条(条文省略)	第1条～第3条(現行どおり)
(機関) 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> (<u>4</u>) 会計監査人	(機関) 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (<u>3</u>) 会計監査人
第5条～第19条(条文省略)	第5条～第19条(現行どおり)
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
(員数) 第20条　当会社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。 (新設)	(員数) 第20条　当会社の取締役は、<u>20</u>名以内とする。 <u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
（選任方法） 第21条　取締役は、株主総会において選任する。 2.（条文省略） 3.（条文省略）	（選任方法） 第21条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 2.（現行どおり） 3.（現行どおり）
（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設）	（任期） 第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役、役付取締役および執行役員） 第23条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3.（条文省略）	（代表取締役、役付取締役および執行役員） 第23条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 3.（現行どおり）
（取締役会の招集権者および議長） 第24条　（条文省略）	（取締役会の招集権者および議長） 第24条　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第25条　取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条～第27条（条文省略）	第27条～第28条（現行どおり）

現行定款	変更案
（報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第5章　監査役および監査役会	第5章　監査等委員会
（新設）	（監査等委員会の権限） 第31条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。
（新設）	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規則） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
（員数） 第30条　当会社の監査役は、6名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
（任期） 第32条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削除）

現行定款	変更案
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(常勤の監査役) 第33条　監査役会は､その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第34条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会規則) 第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(報酬等) 第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第37条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(削除)
第6章　計算 第38条～第41条（条文省略）	第6章　計算 第34条～第37条（現行どおり）
(新設)	附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 当会社は、第6回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名
1	鳥　井　信　宏
2	垣　見　吉　彦
3	小　郷　三　朗
4	栗　原　信　裕
5	土　田　雅　人
6	鎌　田　泰　彦
7	肥　塚　眞一郎
8	井　上　ゆかり

上記の各取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第2号議案「取締役8名選任の件」に記載のとおりですので、7ページから13ページをご参照ください。

なお、当社は、肥塚眞一郎氏が取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第5号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

　当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

　本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

　監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名			現在の当社における地位等
1	服　部　誠一郎		新任	常勤監査役
2	上　原　征　彦	社外取締役	新任	監査役 明治大学専門職大学院教授 昭和女子大学客員教授 公益財団法人流通経済研究所理事長
3	内　田　晴　康	社外取締役	新任	監査役 森・濱田松本法律事務所弁護士（パートナー）

候補者番号

1

新 任

はっ とり せいいちろう
服 部 誠一郎

1956年9月25日生

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年４月　サントリー株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）入社
2009年12月　サントリーホールディングス株式会社ロンドン支店支店長兼　サントリー酒類株式会社（現サントリースピリッツ株式会社）酒類海外事業部部長
2011年１月　当社監査役
2012年12月　当社常勤監査役（現任）

<重要な兼職>
サントリーフーズ株式会社監査役
サントリービバレッジサービス株式会社監査役

■ 所有する当社株式の数
－株

候補者番号

2

新 任

うえ はら ゆき ひこ
上 原 征 彦

1944年4月9日生　社外取締役

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年４月　明治学院大学教授
2004年４月　明治大学専門職大学院教授（現任）
2009年６月　株式会社インテージ（現株式会社インテージホールディングス）社外取締役（現任）
2010年５月　公益財団法人流通経済研究所理事長（現任）
2012年12月　当社社外監査役（現任）
2014年４月　昭和女子大学客員教授（現任）

<重要な兼職>
明治大学専門職大学院教授
昭和女子大学客員教授
公益財団法人流通経済研究所理事長
株式会社インテージホールディングス社外取締役

■ 所有する当社株式の数
－株

候補者番号

新　任

内田晴康（うちだ はるみち）

1947年4月7日生　社外取締役

■ 略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1973年４月　弁護士登録
1973年４月　森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所
　　　　　　現在に至る
1980年10月　ニューヨーク州弁護士登録
2004年４月　慶応義塾大学法科大学院教授
2004年６月　株式会社ダイフク社外監査役（現任）
2005年６月　株式会社日立ハイテクノロジーズ社外取締役
2007年４月　慶応義塾大学法科大学院講師（現任）
2010年６月　大日本住友製薬株式会社社外監査役（現任）
2012年４月　一般社団法人日本経済団体連合会監事（現任）
2012年12月　当社社外監査役（現任）

＜重要な兼職＞
森・濱田松本法律事務所弁護士（パートナー）
株式会社ダイフク社外監査役
大日本住友製薬株式会社社外監査役

■ 所有する当社株式の数
　－株

（注）1. 服部誠一郎氏、上原征彦氏及び内田晴康氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 服部誠一郎氏の現在及び過去5年間の親会社等における地位及び担当につきましては「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
3. 上原征彦氏及び内田晴康氏は、社外取締役候補者であります。
4. 上原征彦氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、経済及びマーケティングに関する高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
内田晴康氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、服部誠一郎氏、上原征彦氏、内田晴康氏が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
6. 当社は、上原征彦氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。なお、当社グループと上原征彦氏が理事長を務める公益財団法人流通経済研究所との間には同法人主催の研修会への参加等の取引がありますが、その取引金額は当社の連結売上高の1％に満たず、また、同法人の事業収入の1.5％を満たしません。また、当社グループと同氏が社外取締役を務める株式会社インテージホールディングスとの間には調査・分析業務の委託等の取引がありますが、その取引金額は双方の連結売上高の1％に満たず、独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

第6号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

網谷充弘（あみたにみつひろ）
1956年6月2日生

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	弁護士登録
1985年 4 月	外立法律事務所入所
1989年11月	脇田法律事務所入所
1990年 3 月	島田・瀬野・網谷法律事務所 （現一橋綜合法律事務所）弁護士（現任）
2006年 6 月	スタンレー電気株式会社社外監査役（現任）
2013年 5 月	株式会社ハブ社外監査役（現任）

<重要な兼職>
一橋綜合法律事務所弁護士（パートナー）
スタンレー電気株式会社社外監査役
株式会社ハブ社外監査役

■ 所有する当社株式の数
－株

（注）1. 網谷充弘氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 網谷充弘氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 網谷充弘氏は、社外役員となること以外の方法で直接企業の経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての高度な専門的知識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な提言をいただくことを期待して補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
4. 網谷充弘氏が社外監査役として在任しているスタンレー電気株式会社において、2013年11月、自動車用HIDランプのバラストに係る独占禁止法上の違反に関して、米国司法省との間で司法取引合意書を締結しました。同氏は、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言しており、事実判明後も違反行為の未然防止に向けてコンプライアンス体制の整備・充実について確認や提言を適宜行っております。
5. 当社は、網谷充弘氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

第7号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1,000,000,000円以内（うち社外取締役分は年額100,000,000円以内）と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたく存じます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役1名）でありますが、第3号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」の効力が生じますと、取締役は8名（うち社外取締役1名）となる予定です。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第8号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、改正会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額150,000,000円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたく存じます。

第3号議案「定款一部変更の件」及び第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名となる予定です。

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

事業報告（2014年1月1日から2014年12月31日まで）

1 グループの現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

連結売上高	12,573億円（前期比12.1％増）
連結営業利益	859億円（前期比18.2％増）
連結経常利益	823億円（前期比22.3％増）
連結当期純利益	362億円（前期比16.2％増）

当期の世界経済は、一部に弱さが見られたものの、全体として緩やかに回復しました。わが国経済においては、緩やかな回復基調が続きましたが、個人消費の持ち直しの動きに足踏みが見られました。

このような状況の中、当社グループは、お客様の嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客様の生活に豊かさをお届けするという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に取り組み、国内・国際事業両輪で更なる成長を図りました。また、各社の知見を活かしたグループ全体での品質の向上や、コスト革新による収益力強化にも取り組みました。

国内セグメントでは、4月の消費税率引き上げや夏場の天候不順の影響もあり、総市場は前年割れと見込まれる中、当社グループは前年並みの販売数量を維持しました。重点ブランドの柱である「サントリー天然水」や「BOSS」が販売を牽引したことに加え、「伊右衛門 特茶」等の高付加価値商品が好調に推移しました。また、コスト削減、効率的なマーケティング費用の投入等、更なる利益成長に向けて一層強固な事業構造への変革を進めました。
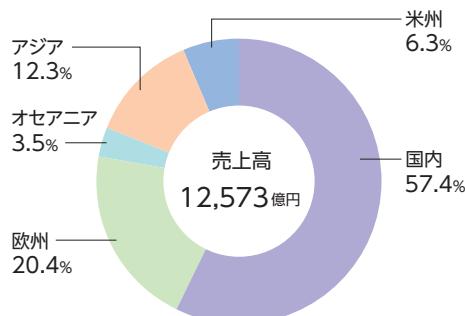
国際セグメントでは、各エリアにおける重点ブランドの一層の強化に加え、1月よりLucozade Ribena Suntory Limitedにおいて事業を開始したこと、またSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.において販売数量が好調に推移したこと等により、事業規模が拡大しました。欧州では、オランジーナ・シュウェップス・グループとLucozade Ribena Suntory Limitedにおけるシナジーを創出するため、より効率的な事業基盤の構築に取り組みました。また、アジアにおいては、商品開発機能やマーケティング機能、生産体制の強化に取り組みました。

これらの結果、当期の連結売上高は1兆2,573億円（前期比12.1％増）、連結営業利益は859億円（前期比18.2％増）、連結経常利益は823億円（前期比22.3％増）、連結当期純利益は362億円（前期比16.2％増）となりました。
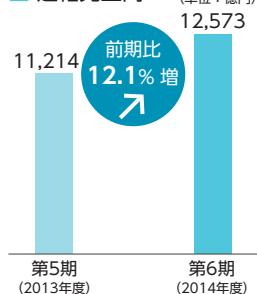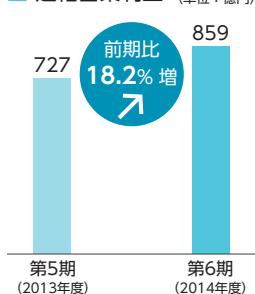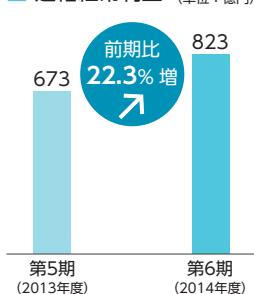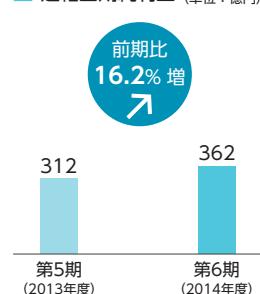
国内

セグメント売上高 7,223億円（前期比 0.8%増）

セグメント利益 466億円（前期比 2.7%増）

国内セグメント

「サントリー天然水」は、“清冽でおいしい水”“ナチュラル＆ヘルシー”をブランド独自の価値として訴求しました。「サントリー 南アルプスの天然水 スパークリング」「同 レモン」「サントリー 南アルプスの天然水＆朝摘みオレンジ」が好調に推移し、ブランド全体の販売数量は前年同期を大きく上回りました。

「BOSS」は、堅調な主力商品（「レインボーマウンテンブレンド」「贅沢微糖」「無糖ブラック」「カフェオレ」等）に加え、当社の技術力を活かした新製法を採用した「プレミアムボス」も9月の発売以降好調に推移し、ブランド全体の販売数量が大きく伸長しました。

「伊右衛門」は、特定保健用食品「特茶」が発売2年目にして年間販売数量1,200万ケースを超える等引き続き好調に推移し、ブランド全体の販売数量が伸長しました。

「PEPSI」は、中味・パッケージをリニューアルした「ペプシネックス ゼロ」で話題性ある広告宣伝活動を展開し、販売数量はほぼ前年並みとなりました。

「サントリー ウーロン茶」は、継続してマーケティング活動に注力しましたが、販売数量は前年同期を下回りました。

「GREEN DA・KA・RA」は、冬の乾燥や夏の熱中症対策の水分補給飲料として認知度が更に高まりました。「GREEN DA・KA・RA やさしい麦茶」も好調に推移し、ブランド全体の販売数量は前年同期を大幅に上回りました。果汁入り炭酸飲料**「オランジーナ」**は、お客様の多様なニーズにお応えして1.2Ｌペットボトルを発売したこと等により、販売数量が大きく伸長しました。

健康志向の高まりを背景に注目を集める特定保健用食品は、当社が市場拡大を牽引し、確固たる地位を築いています。「伊右衛門 特茶」に、「ボス グリーン」「サントリー 黒烏龍茶」「サントリー 胡麻麦茶」「ペプシ スペシャル」を加えた特定保健用食品合計の販売数量は、前年同期を大幅に上回りました。

収益性向上に向けた取組みでは、特定保健用食品等の販売強化による商品構成の改善に加え、ペットボトルや包装用段ボールの更なる軽量化等、生産におけるコスト革新を引き続き行いました。

これらの結果、国内セグメントの売上高及びセグメント利益は、上記のとおりとなりました。

国際

セグメント売上高 5,350億円（前期比32.3％増）

セグメント利益 644億円（前期比27.4％増）

国際セグメント

欧州では、Lucozade Ribena Suntory Limitedが事業を開始し、事業規模が大きく拡大しました。フランスやスペインにおいて「Orangina」「Schweppes」、英国において「Lucozade」「Ribena」等の主力ブランドに集中したマーケティング活動を実施しました。またスペインで業務用の営業体制を強化したほか、欧州全体での成長に向けて、生産や販売をはじめとする経営基盤の最適化やシナジーの創出に取り組みました。その一環として、英国において従来委託販売していた「Orangina」、エナジードリンク「V」について7月以降順次、Lucozade Ribena Suntory Limitedによる販売に切り替えました。

アジアでは、各国において事業基盤の強化や、新商品の投入等による事業拡大に積極的に取り組みました。タイやインドネシアでは不安定な経済環境の影響が続いていますが、インドネシアの「MYTEA［ウーロン茶］」とベトナムの「TEA+［ウーロン茶］」等、サントリーブランド商品の販売拡大に取り組みました。

オセアニアでは、フルコア・グループが主力ブランド「V」の活性化に取り組んだほか、9月には初のサントリーブランド商品となる「OVI」を発売する等、商品ラインナップを拡充しました。更に、商品開発力を一層強化することを目指し、ニュージーランドの研究開発機能を増強しました。

米州では、ノースカロライナ州を中心にペプシブランドの更なる販売強化に加え、営業や物流等、事業効率の改善を進めました。

各エリアにおける売上拡大の活動に加え、国内で培った研究開発技術やコスト改善のためのノウハウを海外へ展開し、品質の更なる向上及び収益力強化に取り組みました。

これらの結果、国際セグメントの売上高及びセグメント利益は、上記のとおりとなりました。

② 対処すべき課題

当社グループは、“A quest for the best tastes & quality to bring happiness & wellness into everyday life.”をお客様に提供したい価値として、また、“To be the leading global soft drink company recognized for our premium and unique brands.”を目指す姿として掲げ、清涼飲料を中心に「おいしさと健康を追求した商品」「安全で安心な商品」「たくさんのお客様に愛される魅力的な商品」をお客様に提供できるよう、お客様の嗜好・ニーズを捉えた商品を開発し続けています。

商品を通じて、世界各国のお客様に常に新しい価値を提供し続ける企業グループを目指します。

当社グループは、東京証券取引所への株式上場やM&A等を経て、事業基盤を拡充してきました。この事業基盤を活かし、世界各エリアでの自律的成長を加速させつつ、シナジーを創出し、統合的発展へと進化していくことを目指し、以下のとおり2015年－2017年経営戦略を策定しました。

1. 重点エリアにフォーカス

継続強化する既存エリアに、アジア、アフリカ等の新たなエリアを加えた約20カ国に重点的に経営資源を投入していきます。

2. 各エリアで存在感のあるポジションを確立

①各エリアの既存重点ブランドを継続強化するとともに、消費者のニーズを捉えた新たな価値を持つ商品を提案し、需要を創造していきます。

そのために、研究開発、マーケティング、生産技術の絶えざる革新に取り組んでいきます。

②エリアに合わせた流通基盤、生産基盤の更なる強化に注力します。

流通基盤の強化の手段として、M&Aも積極的に検

**私たち、サントリー食品インターナショナルは
サントリーグループの中核企業として
サントリーグループの理念、目指す姿を共有、継承してまいります。
また、サントリー食品インターナショナルグループ独自の事業ビジョンを掲げます。**

サントリー食品インターナショナル
Our Vision

お客様に提供したい価値

A quest for the best tastes & quality
to bring happiness & wellness
into everyday life.

お客様の生活に幸せと健康をもたらす、
とっておきのおいしさと品質を追い求め続けること

目指す姿

To be the leading global soft drink company
recognized for our premium and
unique brands.

上質でユニークなブランドで認められる
飲料業界のグローバル・リーディングカンパニー

討していきます。
　③コスト削減に継続して取り組み、成長投資に必要な原資を確保します。

3. 統合的な発展への進化

　エリア間、グループ会社間で、売上とコスト両面でのシナジーを創出し、統合的な発展を目指します。また、グローバルマーケットでの販売を目指すブランドを設定し、展開していきます。
　既存事業に係る数値目標は次のとおりです。
　（いずれも2014年比、為替中立）

営業利益	平均年率1桁台半ば以上の成長 （Mid single digit or above） 売上高営業利益率の改善を進める
ROE	のれん償却前当期純利益で10％以上を維持 利益成長により改善を進める
売上高	持続的な成長を目指す

　2015年度は、国内・国際事業両輪での基盤構築に取り組み、各エリアでの売上成長と利益成長を目指します。
　国内セグメントでは、消費税率引き上げに伴う節約志向の高まり等、市場環境の不確実さが続くものと予想されますが、重点ブランドの強化に加え、お客様の嗜好・ニーズを的確に捉えた高付加価値商品や、新しい価値を持つ商品を提案することで、新規需要の創造を目指します。
　重点ブランドにおいては、2014年に市場拡大を牽引した「サントリー天然水」「BOSS」を中心に、一層のブランド強化を図ります。また、特定保健用食品のカテゴリーを引き続き強化し、同市場を牽引するとともに、全く新しいカテゴリーでの商品開発にも積極的に挑戦していきます。
　更に、研究開発、生産技術等のイノベーションを通じて、新しい価値を持つ商品を提案し、ブランド価値を一層高めていく好連鎖を創出していきます。そのために、研究開発・マーケティング・生産設備への投資を行うとともに、そうした成長投資の原資を生み出すべく、引き続きコスト削減に取り組んでまいります。
　国際セグメントでは、中期的な統合的発展に向け、重点ブランドと事業基盤の強化やコスト削減を通じた収益性の向上を図るとともに、グループ会社間の連携を強化していきます。
　欧州では、依然厳しい経済環境が続くものと予想されます。そのような中、当社グループは、主力の「Orangina」「Schweppes」「Lucozade」「Ribena」にマーケティング投資を集中するとともに、家庭用チャネルに加え業務用チャネルにも注力していく等、流通基盤を強化することで、売上拡大を図ります。また、アフリカでの取組みも強化していきます。
　アジアでは、新興国における経済成長の鈍化が懸念されるものの、重点ブランドに注力することで市場の伸びを上回る事業拡大を目指し、東南アジアにおけるポジションを強固なものにしていきます。セレボス・グループにおいては、主力の健康食品「BRAND'S Essence of Chicken」にマーケティング活動を集中します。飲料事業を行っているサントリーガルーダ・グループ及びSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.においては、既存ブランドやサントリーブランドの育成に引き続き注力しながら、営業体制や生産体制の強化に取り組み、成長加速を目指します。また、マレーシア、シンガポール、香港において自社の営業体制を構築し、アジアにおける統合的な成長を図ります。
　オセアニアでは、引き続き競争の激化が見込まれますが、フルコア・グループにおいて、「V」をエナジードリンクカテゴリーのリーディングブランドとして強化するほか、サントリーブランドを含むブランドポートフォリオの拡充やコスト削減にも積極的に取り組み、収益性の向上を図ります。
　米州では、Pepsi Bottling Ventures LLCにおいて、伸長する非炭酸分野にも注力し、売上成長に取り組んでいきます。
　株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

CSRの取組み

私たちの環境への取組みに対して社会から評価をいただいています。

サントリー食品インターナショナルグループは、自然の恵みに支えられている企業の責務として、地球環境と共生する事業活動を続けています。そんな私たちの環境への取組みに対して下記のような評価をいただいています。

「CDP2014 Japan500」における"CDLI""CPLI"ダブル選定

企業や都市の重要な環境情報を測定・開示・管理・共有するための国際NPOであるCDP(※1)が実施した「CDP2014 Japan500」において、「CDLI(※2)」及び「CPLI(※3)」に選定されました。

CDPは全世界で6,000社以上、日本企業500社を対象に質問書を送付して、その回答をもとに評価を行い、開示に優れた企業をCDLI、取組み実績に優れた企業をCPLIとして公表しています。

対象500社中、CDLI、CPLIの両方に選定された企業は、当社を含め15社となっています。

環境負荷低減に向けた取組みや、環境経営に関する情報開示の取組みが評価されたものと考えています。

※1 CDP:旧称カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト
※2 CDLI:Climate Disclosure Leadership Index
(気候変動情報開示先進企業)
※3 CPLI:Climate Performance Leadership Index
(気候変動パフォーマンス先進企業)

2014年度「循環型社会形成推進功労者環境大臣表彰」「リデュース・リユース・リサイクル推進協議会会長賞」を受賞

当社の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の考え方に基づいた容器包装の環境負荷低減の取組みが高く評価されました。主な評価のポイントは次のとおりです。

○分別・リサイクルのしやすい国産最軽量クラスのペットボトルの開発
○ラベルの更なる薄肉化(12μmのロールラベル導入)等

③ 財産及び損益の状況

区　分		第3期 2011年度	第4期 2012年度	第5期 2013年度	第6期（当期） 2014年度
売上高	（百万円）	893,353	992,160	1,121,361	1,257,280
営業利益	（百万円）	59,789	58,446	72,715	85,949
経常利益	（百万円）	55,529	54,033	67,257	82,272
当期純利益	（百万円）	29,497	23,385	31,196	36,239
1株当たり当期純利益	（円）	136.56	108.27	118.79	117.28
純資産	（百万円）	181,890	204,275	592,968	635,624
1株当たり純資産	（円）	764.48	881.24	1,806.48	1,926.79
総資産	（百万円）	802,876	844,450	1,256,701	1,389,096

（注）1. 当社グループは、第5期から会社法第444条に定める連結計算書類を作成しております。第3期及び第4期の数値につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき監査を受けた連結財務諸表の数値を記載しており、会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておりません。
2. 当社は、2013年4月16日付で株式1株につき500株の割合をもって株式分割を行いましたが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産の金額については、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定を行っております。

④ 主要な事業内容（2014年12月31日現在）

当社グループは、コーヒー飲料、ミネラルウォーター、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ・機能性飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

⑤ 重要な親会社及び子会社の状況

1）重要な親会社の状況

会社名	持株数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%	ブランドロイヤリティーの支払等

2）重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000百万円	100.0%	清涼飲料の販売
サントリービバレッジサービス株式会社	100百万円	98.0	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000百万円	100.0	清涼飲料の製造
Orangina Schweppes Holding B.V.	18千ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	755百万英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory Beverage ＆ Food Asia Pte. Ltd.	1,543,648千シンガポールドル	100.0	東南アジア地域における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
Cerebos Pacific Limited	75,649千シンガポールドル	100.0	健康食品・加工食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	101,044百万インドネシアルピア	51.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	4,733,429百万ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR BEVERAGES LIMITED	446,709千ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD	2オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554千米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

（注）1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。
2. 2014年1月1日より、Lucozade Ribena Suntory Limitedにおいて、GlaxoSmithKline plcから譲り受けた「Lucozade」「Ribena」の製造・販売事業を開始しました。当該事業開始に伴い、当期から同社を新たに重要な子会社として記載しております。
3. Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.は、2014年8月28日付で、旧商号PEPSICO INTERNATIONAL - VIETNAM COMPANYから現在の商号に変更しました。
4. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V.の発行済株式の51.0%を保有しており、同社がSuntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.の発行済株式の全てを保有しております。

⑥ 主要な営業所及び工場等（2014年12月31日現在）

1）当社

本　社	研究所
東京都中央区京橋三丁目1番1号	商品開発センター（神奈川県川崎市）

2）子会社

セグメント名	会社名	主要拠点	
国内	サントリーフーズ株式会社	本社	東京都中央区
		営業所	首都圏支社（東京都中央区）等
	サントリービバレッジサービス株式会社	本社	東京都新宿区
		営業所	首都圏営業本部（東京都新宿区）等
	サントリープロダクツ株式会社	本社	東京都中央区
		工場	榛名工場（群馬県渋川市）等
国際	Orangina Schweppes Holding B.V.	本社	オランダ　アムステルダム
	Lucozade Ribena Suntory Limited	本社	イギリス　ロンドン
	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	Cerebos Pacific Limited	本社	シンガポール
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社	インドネシア　ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社	ベトナム　ホーチミン
	FRUCOR BEVERAGES LIMITED	本社	ニュージーランド　オークランド
	FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD	本社	オーストラリア　ニューサウスウェールズ
	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社	アメリカ　ノースカロライナ

⑦ 従業員の状況（2014年12月31日現在）

セグメント名	従業員数（名）	前期末比増減（名）
国内	5,262[　617]	77[△　46]
国際	14,113[1,174]	1,540[△454]
合計	19,375[1,791]	1,617[△500]

（注）従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は［　］内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

⑧ 主要な借入先の状況（2014年12月31日現在）

借入先	借入額（百万円）
三井住友信託銀行株式会社	62,385
株式会社みずほ銀行	57,047
三菱UFJ信託銀行株式会社	56,658
株式会社三菱東京UFJ銀行	31,807
株式会社三井住友銀行	21,617
株式会社千葉銀行	13,542
住友生命保険相互会社	10,000

⑨ 資金調達の状況

当社は、金融機関からの借入金の返済及び短期社債の償還に充当するため、当期において、次のとおり普通社債を発行しました。

銘柄	発行年月日	発行総額（百万円）	償還期限
第1回無担保社債	2014年6月26日	25,000	2019年6月26日
第2回無担保社債	2014年6月26日	15,000	2024年6月26日

⑩ 設備投資の状況

当期の設備投資額は、691億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額（百万円）
国内	31,885
国際	37,255
合計	69,140

1）当期中に完成した主要な設備

セグメント名	設備投資の内容
国内	サントリープロダクツ株式会社高砂工場における製造ラインの増設
国際	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Sidoarjo工場における製造ラインの増設

2）当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
国内	サントリープロダクツ株式会社天然水南アルプス白州工場における製造ライン増設
国際	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Bekasi Cikarang工場における製造ラインの増設

⑪ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

2 株式に関する事項（2014年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　480,000,000株

② 発行済株式の総数　309,000,000株

③ 株主数　63,884名（前期末比　43,337名減）

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4%
GIC PRIVATE LIMITED	9,725	3.1
HSBC BANK PLC A/C ABU DHABI INVESTMENT AUTHORITY	6,928	2.2
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02	5,039	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4,561	1.4
BBH FOR MATTHEWS ASIA DIVIDEND FUND	4,148	1.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,929	1.2
CITIBANK, N.A. -NY, AS DEPOSITARY BANK FOR DEPOSITARY SHARE HOLDERS	2,961	0.9
JP MORGAN CHASE BANK 385632	2,537	0.8
MELLON BANK, N.A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS US PENSION	1,997	0.6

3 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の氏名等（2014年12月31日現在）

地　位	氏　名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	鳥　井　信　宏	経営全般 サントリーホールディングス株式会社取締役 Orangina Schweppes Holding B.V. Director Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director Cerebos Pacific Limited Director FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役副社長	垣　見　吉　彦	R&D・生産、商品開発推進本部長 サントリープロダクツ株式会社代表取締役社長 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director
取締役副社長	小　郷　三　朗	食品事業本部長 サントリーフーズ株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
専務取締役	栗　原　信　裕	管理本部長
専務取締役	肥　塚　眞一郎	経営企画本部、財経本部、コーポレートコミュニケーション部 Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director FRUCOR BEVERAGES LIMITED Director FRUCOR BEVERAGES (AUSTRALIA) PTY LTD Director
取締役	土　田　雅　人	サントリーフーズ株式会社代表取締役社長
取締役	鎌　田　泰　彦	サントリービバレッジサービス株式会社代表取締役社長 サントリーフーズ株式会社取締役副社長
取締役	青　山　繁　弘	サントリーホールディングス株式会社代表取締役副会長
取締役	柏　木　　　斉	株式会社リクルートホールディングス相談役 公益財団法人江副記念財団代表理事
常勤監査役	服　部　誠一郎	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリービバレッジサービス株式会社監査役
監査役	山　本　　　亨	サントリーホールディングス株式会社常勤監査役 サントリーフーズ株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役

地　位	氏　名	担当・重要な兼職の状況
監査役	上　原　征　彦	明治大学専門職大学院教授 昭和女子大学客員教授 公益財団法人流通経済研究所理事長 株式会社インテージホールディングス社外取締役
監査役	内　田　晴　康	森・濱田松本法律事務所弁護士（パートナー） 株式会社ダイフク社外監査役 大日本住友製薬株式会社社外監査役

(注) 1. 柏木斉氏は社外取締役、上原征彦氏及び内田晴康氏は社外監査役であります。
2. 当社は社外取締役である柏木斉氏及び社外監査役である上原征彦氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 当事業年度中における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏　名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
鳥　井　信　宏	経営全般、国際事業部長	経営全般	2014年4月1日
垣　見　吉　彦	R&D・生産、 技術開発戦略部長	R&D・生産、 商品開発推進本部長	2014年4月1日
栗　原　信　裕	管理本部長、財経本部	管理本部長	2014年4月1日
肥　塚　眞一郎	経営企画本部長、 経営企画部長	経営企画本部、財経本部、 コーポレートコミュニケーション部	2014年4月1日

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	基本報酬		賞　与		合　計 (百万円)
	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	支給人数 (名)	支給額 (百万円)	
取　締　役 (内社外取締役)	11 (　1)	273 (　12)	9 (　−)	188 (　−)	462 (　12)
監　査　役 (内社外監査役)	4 (　2)	50 (　24)	1 (　−)	14 (　−)	65 (　24)
合　　計 (内社外役員)	15 (　3)	324 (　36)	10 (　−)	202 (　−)	527 (　36)

(注) 1. 上記賞与支給額は、支払予定額であります。
2. 取締役の報酬限度額は、2012年12月26日開催の臨時株主総会において年額1,000百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2012年12月26日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

1）他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

社外取締役	柏　木　　　斉	株式会社リクルートホールディングス相談役 公益財団法人江副記念財団代表理事
社外監査役	上　原　征　彦	明治大学専門職大学院教授 昭和女子大学客員教授 公益財団法人流通経済研究所理事長 株式会社インテージホールディングス社外取締役
社外監査役	内　田　晴　康	森・濱田松本法律事務所弁護士（パートナー） 株式会社ダイフク社外監査役 大日本住友製薬株式会社社外監査役

2）当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	発言状況
社外取締役	柏　木　　　斉	15回／16回	−	企業経営者としての経験と見識に基づく発言を行っております。
社外監査役	上　原　征　彦	14回／16回	16回／16回	マーケティング論及び経営戦略論研究者としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	内　田　晴　康	16回／16回	16回／16回	弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

3）責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、社外役員がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

4 会計監査人の状況

① 名称　有限責任監査法人トーマツ

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	50百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	94百万円

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Orangina Schweppes Holding B.V.等9社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

③ 非監査業務の内容

コンフォートレターの作成業務及び英文財務諸表監査業務等を委託しております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社取締役会は、監査役会の同意を得た上で、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人が同各号に定める項目に該当すると認められる場合には会計監査人の解任に関する議案を、また、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には会計監査人の不再任に関する議案を、それぞれ株主総会に提出します。

5 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の概要は次のとおりであります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「人と自然と響きあう」という企業理念を共通の志として、コンプライアンスを最優先し、社会的な倫理のうえに事業活動を展開することを取締役及び従業員等の行動規範としています。
② 取締役は、法令・定款並びに企業倫理の遵守を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めるものとしています。
③ コンプライアンス委員会及びコンプライアンスに関する事項を統括する部署において、グループ会社を含めた当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行い、取締役会及び監査役会に対し、審議内容及び活動が報告されるものとしています。また、コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接報告できる体制としています。
④ 内部監査部門において、従業員等のコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施することとしています。
⑤ 取締役は、反社会的勢力との関係断絶及び不当な要求への明確な拒絶のための体制を構築・推進するものとしています。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役は、重要な文書等の情報を法令及び社内規程に従い、保存・管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持するものとしています。
② 情報セキュリティ委員会において、情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ・ガバナンス体制を構築・推進するものとしています。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 業務執行上のリスクは、各取締役が対応について責任を持ち、重要なリスクについて、取締役会において、分析・評価を行い、改善策を審議・決定するものとしています。
② 重要なリスクは、取締役会の委嘱を受けたリスクマネジメントコミッティ及び品質保証委員会において、当社グループ全体の業務遂行上のリスク及び品質リスクを、網羅的・総括的に管理するものとしています。また、新たに生じた重要なリスクは、取締役会において、対応を決定するものとしています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 全社的目標を定め、担当取締役はその目標達成のための効率的な方法を定めるものとしています。
② 担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、対応策を報告するものとしています。
③ 各取締役は適切に業務を分担し、社内規程に基づき、効率的な意思決定を図るものとしています。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 必要に応じグループ会社に取締役・監査役を派遣し、適正な業務執行・意思決定やそれらに対する監督・監査を実施しています。
② 社内規程により、一定の事項については当社の関連部署との協議・報告を義務付け、又は当社取締役会の承認を得るものとしています。
③ 親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保するものとしています。
④ 当社グループにおける財務報告の適正の確保に向けた内部統制体制を整備・構築しています。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要とする場合、協議のうえ、監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとしています。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役は取締役会に出席し、代表取締役及び業務執行担当取締役は、業務執行の報告を行うものとしています。
② 取締役及び従業員等は、監査役が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応することとしています。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役は、当社子会社の監査役若しくはこれに相当する者又は内部監査部門との意思疎通及び情報交換がなされるよう努めるものとしています。
② 監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と意見を交換する機会を設けるものとしています。

連結計算書類

連結貸借対照表（2014年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**386,446**
現金及び預金	105,520
受取手形及び売掛金	152,476
商品及び製品	42,254
仕掛品	3,553
原材料及び貯蔵品	29,079
繰延税金資産	11,658
その他	42,258
貸倒引当金	△354
固定資産	**1,001,836**
有形固定資産	**339,100**
建物及び構築物	65,957
機械装置及び運搬具	138,989
工具、器具及び備品	58,010
土地	41,831
建設仮勘定	24,547
その他	9,764
無形固定資産	**623,458**
のれん	381,760
商標権	199,899
その他	41,798
投資その他の資産	**39,277**
投資有価証券	19,277
繰延税金資産	3,482
その他	16,985
貸倒引当金	△468
繰延資産	**813**
資産合計	**1,389,096**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**354,650**
支払手形及び買掛金	111,612
電子記録債務	11,990
短期借入金	54,688
リース債務	986
未払消費税等	6,122
未払法人税等	14,456
未払金	79,155
未払費用	51,305
賞与引当金	4,485
その他	19,847
固定負債	**398,821**
社債	40,000
長期借入金	264,399
リース債務	2,281
繰延税金負債	63,030
役員退職慰労引当金	9
退職給付に係る負債	10,474
その他	18,626
負債合計	**753,471**
純資産の部	
株主資本	**511,549**
資本金	168,384
資本剰余金	192,701
利益剰余金	150,463
その他の包括利益累計額	**83,827**
その他有価証券評価差額金	1,316
繰延ヘッジ損益	606
為替換算調整勘定	83,801
退職給付に係る調整累計額	△1,897
少数株主持分	**40,247**
純資産合計	**635,624**
負債純資産合計	**1,389,096**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書（2014年1月1日から2014年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**1,257,280**
売上原価	**574,203**
売上総利益	**683,077**
販売費及び一般管理費	597,127
営業利益	**85,949**
営業外収益	**2,377**
受取利息	340
受取配当金	135
持分法による投資利益	522
その他	1,379
営業外費用	**6,055**
支払利息	4,605
その他	1,449
経常利益	**82,272**
特別利益	**321**
固定資産売却益	284
その他	37
特別損失	**12,102**
固定資産廃棄損	3,029
組織再編関連費用	7,912
その他	1,160
税金等調整前当期純利益	**70,491**
法人税、住民税及び事業税	29,374
法人税等調整額	387
少数株主損益調整前当期純利益	**40,730**
少数株主利益	4,490
当期純利益	**36,239**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結株主資本等変動計算書（2014年1月1日から2014年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	168,384	192,701	141,077	502,163
当期変動額				
剰余金の配当			△26,883	△26,883
当期純利益			36,239	36,239
少数株主へ付与されたプットオプション			29	29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	–	–	9,386	9,386
当期末残高	168,384	192,701	150,463	511,549

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	963	264	54,809	–	56,037	34,767	592,968
当期変動額							
剰余金の配当							△26,883
当期純利益							36,239
少数株主へ付与されたプットオプション							29
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	353	341	28,992	△1,897	27,790	5,479	33,270
当期変動額合計	353	341	28,992	△1,897	27,790	5,479	42,656
当期末残高	1,316	606	83,801	△1,897	83,827	40,247	635,624

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表（2014年12月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**168,397**
現金及び預金	47,242
売掛金	69,718
商品及び製品	40
仕掛品	895
原材料及び貯蔵品	5,550
前渡金	218
前払費用	717
繰延税金資産	1,344
短期貸付金	33,848
未収入金	6,722
その他	2,099
固定資産	**764,491**
有形固定資産	**28,881**
建物	1,438
機械及び装置	2,580
工具、器具及び備品	644
土地	23,979
建設仮勘定	205
その他	33
無形固定資産	**873**
のれん	833
その他	40
投資その他の資産	**734,736**
関係会社株式	564,295
関係会社長期貸付金	168,250
差入保証金	861
長期前払費用	1,254
その他	74
繰延資産	**809**
株式交付費	651
社債発行費	158
資産合計	**933,698**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**125,264**
買掛金	56,812
電子記録債務	5,193
短期借入金	7,481
1年内返済予定の長期借入金	16,721
未払金	8,683
未払費用	14,425
未払消費税等	1,334
未払法人税等	3,328
預り金	7,341
賞与引当金	1,807
その他	2,134
固定負債	**309,221**
社債	40,000
長期借入金	252,367
繰延税金負債	15,375
退職給付引当金	1,282
資産除去債務	171
その他	24
負債合計	**434,485**
純資産の部	
株主資本	**498,952**
資本金	**168,384**
資本剰余金	**213,425**
資本準備金	145,884
その他資本剰余金	67,541
利益剰余金	**117,142**
その他利益剰余金	117,142
固定資産圧縮積立金	938
別途積立金	34,982
繰越利益剰余金	81,221
評価・換算差額等	**260**
その他有価証券評価差額金	**26**
繰延ヘッジ損益	**234**
純資産合計	**499,213**
負債純資産合計	**933,698**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2014年1月1日から2014年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**355,927**
売上原価	**262,879**
売上総利益	**93,047**
販売費及び一般管理費	70,882
営業利益	**22,165**
営業外収益	**23,811**
受取利息	2,625
受取配当金	20,259
その他	925
営業外費用	**3,836**
支払利息	2,860
株式交付費償却	434
その他	542
経常利益	**42,139**
特別利益	**500**
知的財産権譲渡益	500
その他	0
特別損失	**165**
資産廃棄負担金	144
その他	20
税引前当期純利益	**42,474**
法人税、住民税及び事業税	7,635
法人税等調整額	549
当期純利益	**34,289**

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (2014年1月1日から2014年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計	
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	168,384	145,884	67,541	213,425	945	34,982	73,806	109,735	491,545
当期変動額									
剰余金の配当							△26,883	△26,883	△26,883
当期純利益							34,289	34,289	34,289
固定資産圧縮積立金の取崩					△7		7	−	−
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	−	−	−	−	△7	−	7,414	7,406	7,406
当期末残高	168,384	145,884	67,541	213,425	938	34,982	81,221	117,142	498,952

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	21	135	157	491,702
当期変動額				
剰余金の配当				△26,883
当期純利益				34,289
固定資産圧縮積立金の取崩				−
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5	98	103	103
当期変動額合計	5	98	103	7,510
当期末残高	26	234	260	499,213

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年2月6日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川﨑洋文㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田英之㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2014年1月1日から2014年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2015年2月6日

サントリー食品インターナショナル株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川﨑洋文㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	稲垣浩二㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	平田英之㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2014年1月1日から2014年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2014年1月1日から2014年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社　監査役会

常勤監査役　**服　部　誠一郎** ㊞
監　査　役　**山　本　　　亨** ㊞
社外監査役　**上　原　征　彦** ㊞
社外監査役　**内　田　晴　康** ㊞

以　上

インターネット等による議決権行使のご利用上の注意点

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、**2015年3月26日（木曜日）午後5時30分まで**に行使ください。

1 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

2 インターネットによる議決権行使方法について

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使ウェブサイト（http://www.web54.net）において、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネット等の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3 議決権行使コード及びパスワードのお取扱いについて

- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本定時株主総会に限り有効です。
- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

4 ご利用いただくためのシステム環境

[パソコンを用いて議決権を行使される場合]

画像の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上で、インターネット閲覧ソフト（ブラウザ）のMicrosoft® Internet Explorer 5.01 SP2以降を、PDF閲覧ソフトのAdobe® Acrobat® Reader®4.0以降又はAdobe® Reader® 6.0以降をそれぞれ使用できること

※ブラウザ及び同アドインツール等でポップアップブロック機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）してください。

[携帯電話を用いて議決権を行使される場合]

「iモード」「EZweb」「Yahoo!ケータイ」のいずれかが利用でき、また128bit SSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること

※スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってご利用いただけない場合がございます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
フリーダイヤル　0120-652-031（受付時間　午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

株主総会会場ご案内

会 場

グランドプリンスホテル新高輪 国際館パミール

東京都港区高輪三丁目13番1号

電話:03-3442-1111

近隣に名称が類似した会場がございますので
お間違えのないようご留意ください。

交 通

 JRまたは京浜急行
「品川」駅(高輪口)下車

徒歩　約8分

 都営地下鉄浅草線
「高輪台」駅下車

徒歩　約6分

お願い
専用の駐車場のご用意がございませんのでお車でのご来場はご遠慮願います。